

事 務 連 絡
平成28年3月29日

各病院・指定された診療所 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん登録オンラインシステムの構築に伴う届出対象情報の提出方法について

がん対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づき、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、平成28年中に当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報（以下「情報」という。）を、平成29年12月31日までに都道府県知事へ届け出ることとなっております。

厚生労働省では、情報漏えいの防止や都道府県・病院等の事務負担軽減のため、病院等と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステム（以下「がん登録オンラインシステム」という。）を構築し、平成29年度から利用を開始する予定です。がん登録オンラインシステムの具体的な仕様は現在検討中ですが、インターネット回線と標準的なスペックのパソコンがあれば利用可能となります。

病院等から都道府県に対しては、随時、情報を届け出すことができますが、がん登録オンラインシステムを活用して届出することにより、情報を安全に移送できるとともに、情報の精度向上及び事務の効率化につながると考えられることから、可能な限り平成29年度以降にがん登録オンラインシステムを活用して届出を行うよう、御協力をお願いいたします。

全国がん登録の円滑な実施のため、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。